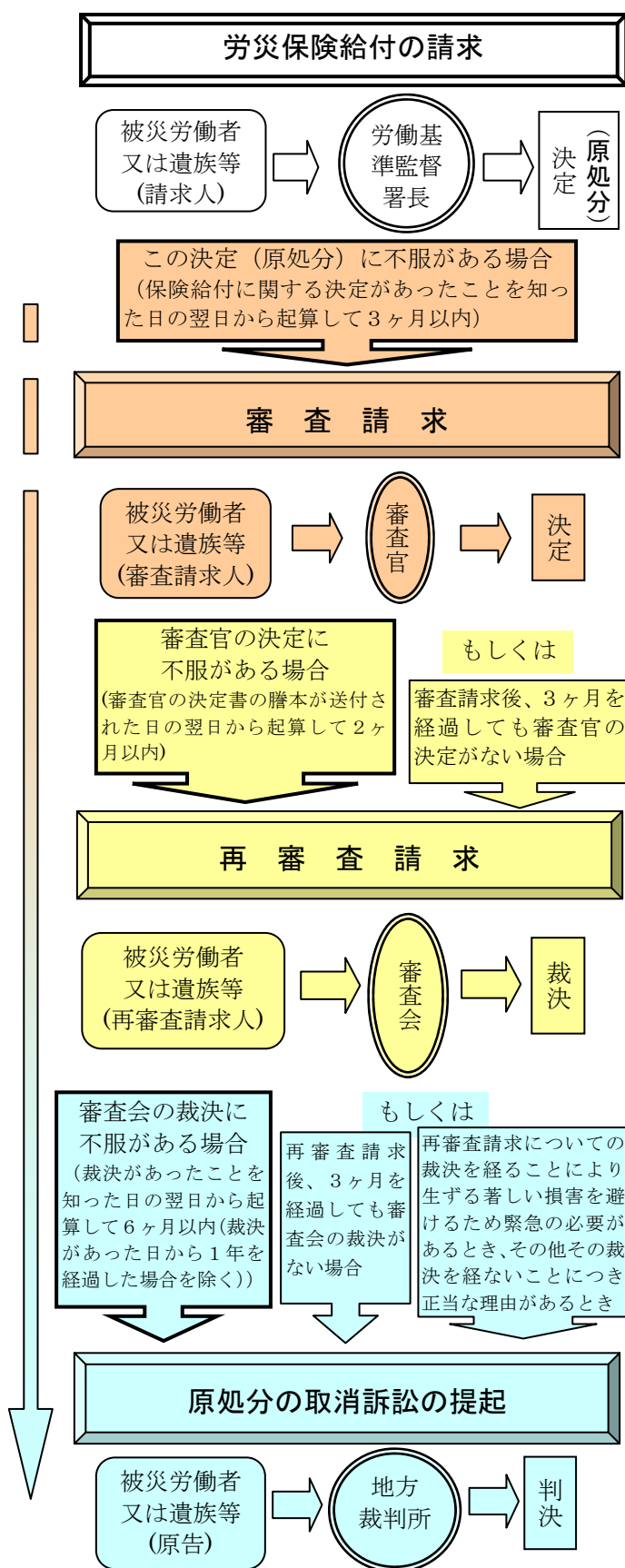


労災保険給付についての不服申立て

労災保険給付に関する処分については、下記のように、審査請求・再審査請求を経て、裁判所へ訴訟することができるようになります。



・審査請求

被災労働者又は遺族等は、労働基準監督署長(以下「監督署長」という。)が行った保険給付を支給する、支給しないという決定(原処分)に対して不服がある場合には、その決定をした監督署の所在地を管轄する労働局に置かれている**労働者災害補償保険審査官**(以下「審査官」という。)に審査請求をすることができます。

審査請求は、直接審査官に対して行うことができますが、審査請求人の住所を管轄する監督署長や原処分をした監督署長を経由して行うこともできます。この審査請求は、保険給付に関する決定(原処分)があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に行わなければならない。

・再審査請求

審査官の決定に不服がある場合や審査請求後3ヶ月を経過しても審査官による決定がない場合には、**労働保険審査会**(以下「審査会」という。)(〒105-0011 東京都港区芝公園1丁目5番32号 労働委員会会館8階 電話 03(5403)2211)に対して、再審査請求をすることができます。(審査官の決定に不服な場合、審査官から決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して2ヶ月以内)

再審査請求は、文書で、審査会に対して行いますが、再審査請求人の住所を管轄する監督署長や保険給付に関する決定(原処分)をした監督署長もしくは審査官を経由して行うこともできます。

・取消訴訟の提起

審査会の裁決に不服がある場合には、国を被告として原処分(監督署長の決定)について取消訴訟ができます。また、審査官の決定に不服がある場合には、審査会への再審査請求を行わずに取消訴訟を行うこともできます。(決定や裁決があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内、ただし、決定や裁決があった日から1年経過した場合を除く。)

取消の決定(審査官)・裁決(審査会)がなされた場合には、監督署長は原処分を取り消して、新たな処分の決定を行うことになります。
この新たな処分の決定に不服な場合、上記の不服の申立て(審査・再審査・訴訟)ができます。